



藤石 豊 議長

三月議会を終えて

三月五日から二十一日まで十七日間の日程で三月定例議会が行われ、上程議案三十件・意見書二件全て可決されました。特に新年度（平成二十年度）の一般会計及び特別会計予算については、議員全員による予算審査特別委員会を設置し慎重審議致しました。

緊縮財政による行財政改革が求められる中、併せて議会改革も余儀なくされています。

議員提案による「道路特定財源の確保に関する意見書」は、須恵町のスマートインターへのアクセス道路整備の現状を考へ賛成多数で、「介護労働者の待遇改善を求める意見書」が懸念されます。

よって、国におかれては、地方の道路整備が遅れることのないよう、道路特定財源の安定的な確保についての施策を実施されるよう強く要望します。

見書」は、現況の労働条件や環境による介護保険制度は、将来に重大な影響を及ぼす観点から全員賛成で、可決されました。

又、一般質問には八名（十問）の議員が町長と教育長に対して町政を問う活発な質問が展開されました。

傍聴者が少なかつたのがちよつと寂しい思いがしました。

住民の皆様様の議会への関心は議員の資質の向上と議会の活性化に結び付く大きな要因だと思えます。

議会と住民との垣根を取り除き、情報公開の原則を基本に、町民に開かれた信頼される議会を目指し全力で取組みたいと思います。

今後も須恵町議会に対するご理解、ご支援をお願い申し上げます。

糟屋6町合併協議

糟屋六町合併協議のその後の経過について、昨年十二月議会に法定協議会設置議案が上程され、最終日の二十一日に六町同時に議決されたわけですが、結果についてはご存じのとおり四町で可決二町で否決という結果になりました。

しかしながら、この合併構想を白紙に戻すわけにはまいりませんので、

平成二十年一月二十五日に六町長による協議で、六町合併の方針を維持することを確認、合併研究会事務局は縮小し二人体制で三月までは存続することにしました。

また否決した両町に対しては、平成二十年二月一日付けで四町長連名により「糟屋六町合併協議会設置について」の再提案の要望書を提出しました。

粕屋町長は、議会と率直に話し合つて合併協議会設置に努力し、新市像を議論して住民に判断を仰ぎたいと前向きな姿勢を示しています。

しかしながら、久山町長からは二月七日に「信頼にお応え致すべきところですが、ご承知のとおり本町では十二月議会で大差による否決となった経緯があり、今その状況に何ら変化は見られず、いろいろ検討しましたが再提案できる状況にないとの結論にいたしました」との回答をうけ合併構想から離脱する考えを示されました。

今後は、残る五町で新たな枠組みやスケジュールを含めて対応を検討していきます。



中嶋 裕史 町長

町長報告

「会期」とは、「議会期間」のことです。

本会議初日から最終日までをいう。この会期は、本会議初日に議長が会議に諮って決定する。

意見書

介護労働者の待遇改善を求める意見書

介護に携わる人たちが誇りと自信を持って仕事できるような、また安心して暮らせるよう、政府において、特段の取り組みを行い、労働条件や福利厚生の上昇に全力を挙げよう強く要望します。

提出議員 柴田 真人
賛成議員 森 勝己

（全員賛成で可決）

政府関係機関へ送付しました。

道路特定財源の確保に関する意見書

現行の道路特定財源の暫定税率を維持するなどの措置が講じられない場合、本町の道路整備は深刻な停滞を余儀なくされることになり、また、すでに極めて厳しい状況にある財政運営に重大な影響を与え、住民サービス



拡張工事が計画されている筑紫野～古賀線

が低下するなど、生活が混乱する事態となること懸念されます。

よって、国におかれては、地方の道路整備が遅れることのないよう、道路特定財源の安定的な確保についての施策を実施されるよう強く要望します。

（賛成多数で可決）

賛成：十二、反対：一
政府関係機関へ送付しました。

提出議員 原野 敏彦
紹介議員 合屋 伸好

補正予算

一般会計補正予算（第五回）

平成十九年度一般会計補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ九千二百三十三万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ六十九億四百六十九万八千円となりました。

主なものとしては、不動産売り払い収入等基金積立金、起債繰り上げ償還金等の増額、経費節減効果による不用額の減額、職員の退職・育児休業に伴う人件費の調整、時間外手当等の不用額の減額、入札執行残・事業未執行残等です。

- ◆国民健康保険特別会計 補正予算（第三回）
 - ◆公共下水道事業特別会計 補正予算（第三回）
 - ◆農業集落排水事業特別会計 補正予算（第三回）
 - ◆水道事業会計 補正予算（第二回）
- （全員賛成で可決）

歳入歳出補正予算（単位：千円）

会 計	歳入・歳出	補正額	予算総額
一 般（第5回）	歳入 歳出	92,131	6,904,698
国民健康保険（第3回）	歳入 歳出	△17,108	2,887,922
公共下水道事業（第3回）	歳入 歳出	19,675	1,140,511
農業集落排水事業（第3回）	歳入 歳出	△2,563	83,908
水道事業（第2回）	収益的 歳入 歳出	△6,000 3,907	516,084 608,175
	資本的 歳入 歳出	135,600 136,041	195,600 343,466

シリーズ「議会用語」

議会が、議会としての権限を行使し、法的に活動することができる期間のこと。本会議初日から最終日までをいう。この会期は、本会議初日に議長が会議に諮って決定する。

その他の議案	可・否
町営路線の区域の変更について	全員賛成
須恵町特別職の職員及び教育長の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について	全員賛成
須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	全員賛成
須恵町職員の勤務時間、休業等に関する条例の一部を改正する条例	全員賛成
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	全員賛成
須恵町公聴会、調査等に出頭又は参加した者に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	全員賛成
須恵町有給職員旅費支給条例の一部を改正する条例	全員賛成
須恵町消防団条例の一部を改正する条例	全員賛成
須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例	全員賛成
須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	賛成多数
須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例	全員賛成
須恵町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	全員賛成
須恵町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	全員賛成